

飲食店に対する時短等要請協力金の概要（案）

まん延防止等重点措置区域の指定を行った県内全域の飲食店に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的に協力（※）いただいた事業者の方々（店舗ごと）に協力金を支給する。

※遅くとも1月24日（月）から要請に応じていただければ、その日以降の期間の協力金を支給します。

1 要請期間

令和4年1月21日（金）～ 令和4年2月13日（日）

2 対象区域

熊本県内全域

3 対象者

認証店 : ①午後9時を超えて営業している飲食店
②午後8時を超えて営業している飲食店
非認証店 : 午後8時を超えて営業している飲食店

4 要請内容

認証店 : 次の①、②いずれかを選択可 ※すべての要請期間内で統一してください。

- ①営業時間を午後9時までに短縮（酒類の提供可）
- ②営業時間を午後8時までに短縮（酒類の提供・持ち込みは終日行わないこと）

※営業時間が午後9時までの場合は、②のほか通常営業することも可能。（ただし、協力金支給対象外）

非認証店 : 営業時間を午後8時までに短縮（酒類の提供・持ち込みは終日行わないこと）

5 申請受付

要請期間終了後に受付を開始する予定です。

※詳細は後日公表。

6 交付額

<中小企業等（売上高方式）>

認証店①（営業時間を午後9時までに短縮）

非認証店（営業時間を午後8時までに短縮）

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円

認証店②（営業時間を午後8時までに短縮）

前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の 1日あたりの売上高の4割
25万円超 (年間：1億円～)	10万円

<大企業（売上高減少方式）> ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額は以下のとおり

認証店①・非認証店の場合：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

認証店②の場合：20万円

◇コールセンター：

平日午前9時～午後5時

(1月22日(土)、23日(日)は開設)

Tel：096-333-2828